

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 3 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務 全項目評価 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

所沢市は、予防接種法関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

所沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

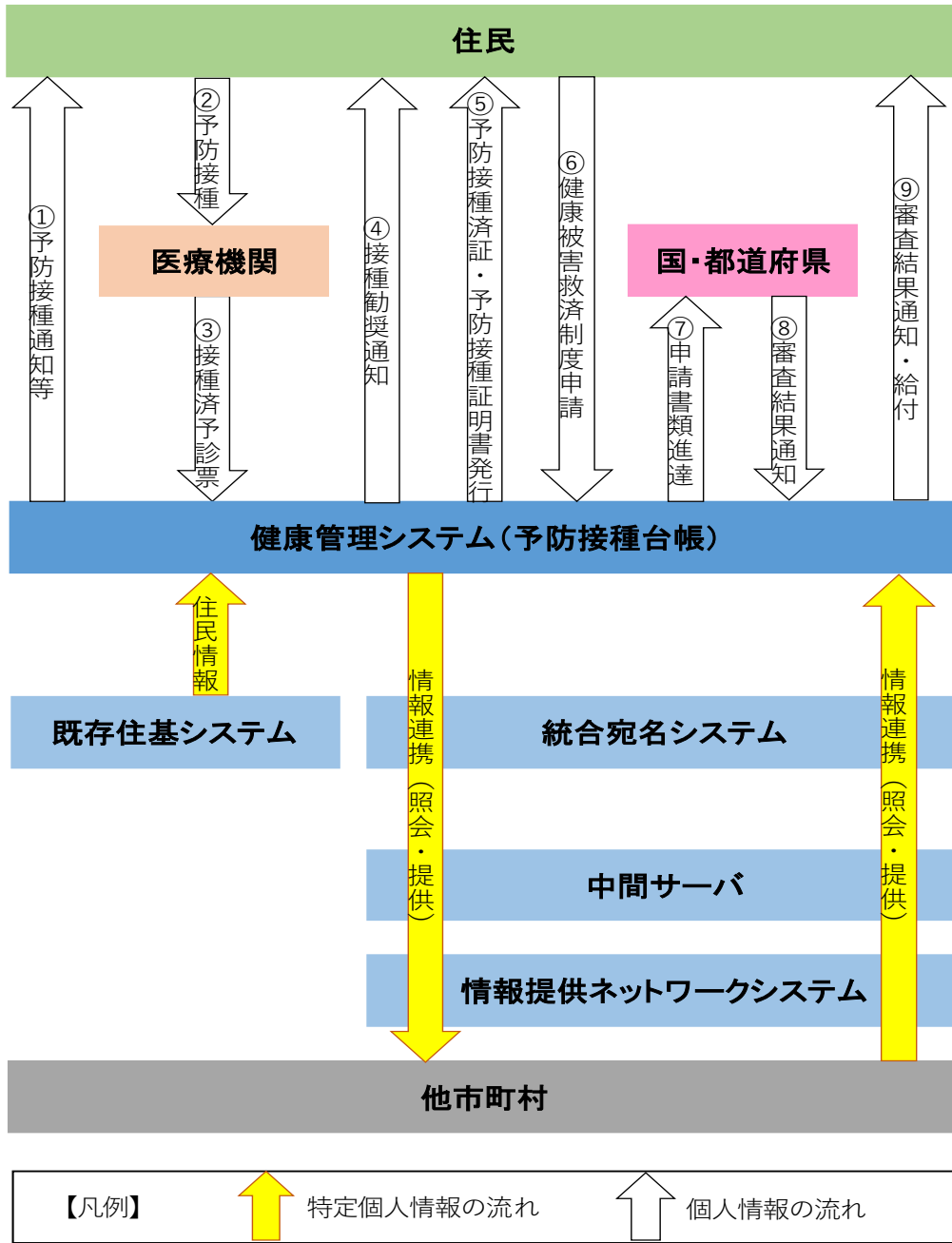
I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務 |
| ②事務の内容 ※ | <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、また予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 (別添1)事務内容を参照。</p> |
| ③対象人数 | <p>[30万人以上]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 健康管理システム |
| ②システムの機能 | <p>予防接種の接種履歴を管理するシステム。既存住民基本台帳システムのデータと連携し、予防接種が適切に接種できるように履歴管理を行う</p> <p>1. 予防接種台帳機能: 予防接種の種別や接種日等の履歴を管理する 2. 対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する 3. 予防接種入力機能: 予防接種の情報を入力する 4. 予防接種情報取込機能: 予防接種のCSVデータを取込する 5. 統計情報出力: 予防接種に関する統計データを出力する</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p> |
| システム2～5 | |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 統合宛名システム |
| ②システムの機能 | <p>1. 統合宛名番号付番機能: 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する機能 2. 統合宛名情報管理機能: 統合宛名番号を元に、基本4情報、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する機能 3. アクセス管理機能: 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する機能 4. 情報照会連携機能: 業務システムからの照会内容を中間サーバーに送信し、照会結果を取得して業務システムに返す機能 5. 情報提供連携機能: 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する機能 6. 符号取得支援連携機能: 住基ネットワークシステムに対し符号生成依頼を行なう機能 7. 共通変換機能: 業務システムからの受領データおよび中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する機能 8. オンライン機能: 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー 庁内業務システム)</p> |

| システム3 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。) |
| ②システムの機能 | 1. 異動処理機能 :届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 2. 照会機能 :住民基本台帳を検索、照会する機能 3. 帳票発行機能 :住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種証明書の発行機能 4. 一括処理機能 :転入通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 5. 庁内連携機能 :庁内の各システムの基礎データとして利用するため、統合宛名システムや他システムへの連携機能 6. 庁外連携機能 :住民基本台帳ネットワークとのデータ連携を行い、各種通知情報の收受を行う機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | 1. 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能: セキュリティ管理のための機能。 9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |
| システム5 | |
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | 当事務で使用可能な機能を記載する。 ①個人番号または基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人情報を受領する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |

| | |
|-----------------------------------|---|
| システム6～10 | |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種履歴情報ファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種においては、制度上定められた期間、回数を接種しなければ効果が十分に得られないため、本人の接種履歴を適正に把握しておく必要があるため。 |
| ②実現が期待されるメリット | ・適正に接種履歴を管理することで、未接種者に対しての接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。 |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第6号（特定個人情報の提供の制限）※委託先への提供 <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表の126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第67条の2 |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【提供に関する命令の情報提供の根拠】 25、26、153、154の項</p> <p>【提供に関する命令の情報照会の根拠】 25、27、28、29、153の項</p> |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康推進部保健センター健康管理課 |
| ②所属長の役職名 | 健康管理課長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| | |

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 健康管理システムより対象者を抽出し、通知及び予診票を発送する。
- ② 予防接種を実施する。
- ③ 医療機関から予防接種の記録が提出される。
- ④ 予防接種未了者に勧奨を行う。
- ⑤ 予防接種済証、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を発行する。
- ⑥ 健康被害救済制度の申請を受ける。
- ⑦ 所沢市予防接種健康被害調査委員会の開催後に進達を行う。
- ⑧ 審査結果の通知を受ける。
- ⑨ 審査結果の通知及び給付を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 予防接種履歴情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 接種対象者 |
| その必要性 | 予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防接種を受けるため、被接種者の予防接種歴を把握する必要がある。 |
| ④記録される項目 | [50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ・連絡先等情報: 対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 ・健康・医療関係情報: 対象者本人の接種履歴の把握を確実にするため |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 令和3年6月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 健康推進部保健センター健康管理課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民部 市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③入手の時期・頻度 | ・定期的に入手 毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手(所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている) | |
| ④入手に係る妥当性 | 予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。 | |
| ⑤本人への明示 | 本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 庁内連携及び情報提供ネットワークシステムについては、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記されている。 | |
| ⑥使用目的 ※ | 予防接種事務に関する対象者の特定及び予防接種履歴の管理、勸奨、または健康被害者に対する給付金支給。 | |
| | 変更の妥当性 | |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 健康推進部保健センター健康管理課 |
| | 使用者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため。 | |
| | 情報の突合 ※ | 健康管理システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 |
| | 情報の統計分析 ※ | 行っていない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 予防接種対象者であるかの決定を行う。 |
| ⑨使用開始日 | 令和3年6月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
|------------------------|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 |
| 委託事項1 | 健康管理システム保守委託 |
| ①委託内容 | 健康管理システム保守業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 |
| その妥当性 | 保守業務は、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | 所沢市情報公開条例に基づき、委託先名の公開を請求できる。 |
| ⑥委託先名 | 株式会社 両備システムズ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| ⑧再委託の許諾方法 | 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・委託業務名 ・再委託の期間 ・再委託先の所在地、名称、代表者及び連絡先 ・再委託の必要性、理由 ・再委託する業務の内容 ・再委託で取り扱う個人情報 ・再委託先の責任体制並びに責任者及び業務従事者 ・再委託先の個人情報保護措置の内容 |
| ⑨再委託事項 | 健康管理システムの保守業務 |
| 委託事項2～5 | |
| 委託事項6～10 | |
| 委託事項11～15 | |
| 委託事項16～20 | |

| | | |
|--------------------|--|---|
| 提供先3 | 都道府県知事又は市町村長 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 | |
| ②提供先における用途 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 | |
| ③提供する情報 | 予防接種情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | |
| ⑥提供方法 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (| <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 | |
| 提供先6～10 | | |
| 提供先11～15 | | |
| 提供先16～20 | | |
| 移転先1 | | |
| ①法令上の根拠 | | |
| ②移転先における用途 | | |
| ③移転する情報 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (| <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | | |
| 移転先2～5 | | |
| 移転先6～10 | | |
| 移転先11～15 | | |
| 移転先16～20 | | |

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

＜所沢市における措置＞
生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに保管する。
サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証及び生体認証が必要となる。

＜統合宛名システムにおける措置＞
①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。
②サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
(1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
(2)日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間

期間

[定められていない]

＜選択肢＞
1) 1年未満 2) 1年 3) 2年
4) 3年 5) 4年 6) 5年
7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上
10) 定められていない

その妥当性

予防接種においては、過去の接種履歴が重要であるため、当分の間消去はしない。

③消去方法

＜所沢市における措置＞
・機器更新等による際は、記憶装置を物理的な破壊又は磁気的な破壊方法により行うとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保している。

＜統合宛名システムにおける措置＞
①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。保管期限が過ぎたものは確認のうえで削除連携を行う。
②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施される。当市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
③既存システムについては、当市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>01個人コード, 02 フリガナ, 03 被接種者氏名, 04 生年月日, 05 性別, 06 住所

<共通項目>07 個人履歴番号, 08 世帯番号, 09 住民種別, 10 住民状態, 11 異動年月日, 12 異動届出年月日, 13 氏名_外国人ローマ字, 14 氏名_外国人漢字, 15 旧氏, 16 旧氏_フリガナ, 17 通称, 18 通称_フリガナ, 19 続柄コード, 20 郵便番号, 21 住民となった年月日, 22 転入前住所, 23 消除の届出年月日, 24 消除の異動年月日, 25 転入通知年月日, 26 転出先住所, 26 外国人住民となった年月日, 27 第30条45規定区分, 28 在留資格等コード, 29 在留期間等コード, 30 在留期間の満了の日, 31 地区管理コード

<予防接種>32 接種コード, 33 接種回数, 34 接種・予診日, 35 年度, 36 接種日年齢, 37 年度末年齢, 38 基準日年齢, 39 受診時国保区分, 40 対象外判定, 41 接種判定, 42 混合接種何種, 43 請求日(月), 44 実施医療機関, 45 接種番号, 46 接種会場, 47 問診医, 48 接種医, 49 所属, 50 Lot.No, 51 接種量, 52 発赤 反応長径, 53 発赤 反応短径, 54 硬結 反応長径, 55 硬結 反応短径, 56 二重発赤 反応長径, 57 二重発赤 反応短径, 58 所見, 59 判定, 60 精密検査結果, 61 抗体価検査, 62 特記事項, 63 未接種理由, 64 予診フラグ, 65 実施区分, 66 医師の判断, 67 肺炎球菌種類, 68 HPV過去ワクチン確認結果, 69 実施医療機関(日本語), 70 接種会場(日本語), 71 ワクチンメーカー, 72 ワクチン名, 73 登録日, 74 登録支所, 75 法定区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 予防接種履歴情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を防ぐ。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示または、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムは個人番号利用事務系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 健康管理システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザーIDを付与する。 ・ユーザーIDを発行した職員の中でも、必要最小限の権限しか設定しない。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・特定個人情報を扱うシステムのアクセスログを記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要な検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の写しの提出を求める。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・データ操作についての操作記録を残している。 ・委託先については許可を得ない複製を禁止しており、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・端末画面は、来所者から見えないようにする。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、原則禁止とする。 ・スクリーンセーバの利用や離席時の画面ロックを行うなど、長時間にわたり情報を表示させない。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|-----------|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | ・委託先のプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限 | [制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない | |
| 具体的な制限方法 | ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない | |
| 具体的な方法 | ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、アクセスログを保存している。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・第三者への個人情報の提供は禁止している。 ・定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させている。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・仕様書に所沢市個人情報保護条例や情報セキュリティポリシー等の関係法令を遵守を明記している。 ・個人情報を保管する必要がなくなったときには、速やかに委託元に返却又は復元が不可能な方法により消去しなければならない。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・仕様書に所沢市個人情報保護条例や情報セキュリティポリシー等の関係法令を遵守を明記している。 ・個人情報を保管する必要がなくなったときには、速やかに委託元に返却又は復元が不可能な方法により消去しなければならない。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | |
| 規定の内容 | ・個人情報の複写、複製の禁止 ・秘密保持 ・目的外使用、第三者提供の禁止 ・再委託の禁止(再委託をする場合は、委託元の書面による事前の同意が必要) ・事故等の報告 ・検査監督権 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない | |
| 具体的な方法 | ・原則として再委託は禁止しているが、再委託申請書により、再委託に関する理由等を明確にし、審査承認を受けた再委託先については、セキュリティ事項について委託先と同様の措置を義務付ける。 ・再委託先も委託先と同様に個人情報保護に関する誓約書及び従事者から再委託先に提出された誓約書の受領報告書を市に提出させている。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） **[○] 提供・移転しない**

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | |
|-----------------|------------------------------|--|
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
|-----------------|------------------------------|--|

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 具体的な方法 | | | |
|--------|--|--|--|

| | | |
|---------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
|---------------------|------------------------------|----------------------------------|

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | | |
|-------------------|--|--|--|

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| その他の措置の内容 | | | |
|-----------|--|--|--|

| | | |
|-------------|------------------------------|---|
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|------------------------------|---|

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | | | |
|--------------|--|--|--|

| | | |
|-------------|------------------------------|---|
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|------------------------------|---|

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | | | |
|--------------|--|--|--|

| | | |
|-------------|------------------------------|---|
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|------------------------------|---|

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
|--------------|---|

| | |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|---|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
|--------------|--|

| | |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|---|

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
|--------------|---|

| | |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|---|

| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
|-------------------------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>＜統合宛名システムによる措置＞</p> <p>アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <統合宛名システムにおける措置> 番号連携DBから中間サーバーへの情報更新を日次で行ない、できる限り最新の情報を提供できるよう努める。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | <所沢市における措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②バックアップは施錠管理された場所に保管している。 ③サーバー室には監視カメラを設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | |

| | | |
|--|---|--|
| ⑥技術的対策 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| <p style="text-align: center;">具体的な対策の内容</p> | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・健康管理システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ログイン時のパスワードと生体認証によるアクセス制限、職員毎のアクセス権限の付与及び職員毎の操作記録。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>統合宛名システムへは、直接アクセスできないようにする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②当市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤当市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦当市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧当市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p><各事務システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 | |
| ⑦バックアップ | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

| | | | |
|--|--|---------------------------------------|------------|
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生あり] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | <p>①委託先のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃(身代金要求型サイバー攻撃)を受けたため、3,611名の個人情報の漏えいのおそれの事案が発生した。</p> <p>②職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養している事実がないにもかかわらず、職員自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利得を得た。</p> | | |
| 再発防止策の内容 | <p>①委託先は、多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築、稼働予定としている。委託するにあたり、情報漏えい等への対策が充分であるか、引続き定期的にセキュリティ要件をチェックしていく。</p> <p>②次の再発防止策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムの操作は、必ず複数の職員で確認しながら行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧及び閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認及び許可を受けてから行う。 <p>また以下の複数の再発防止策を実施予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムを閲覧する職員に対し、閲覧は業務上必要な場合に限られ、目的外利用は厳しく制限されることについて、教育・研修にて改めて注意喚起を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムによる調査対象者一覧と事後のシステムログの照合確認を徹底する。 | | |
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している | 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者の個人番号と同様の方法により保管している。 | | |
| その他の措置の内容 | - | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムと随時異動データを連携することにより最新化する。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | | |
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <p><中間サーバー・統合宛名システムにおける措置> 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | | |
| その他の措置の内容 | - | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| - | | | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|---|--|
| ①自己点検 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的なチェック方法 | <p><所沢市における措置> ①年に1回、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> |
| ②監査 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な内容 | <p><所沢市における措置> ①内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPIにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPI監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な方法 | <p><所沢市における措置> ①年に1回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> |
| 3. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 郵便番号359-8501 所沢市並木1丁目1番地の1 受付窓口: 所沢市役所1階 市政情報センター 04-2998-9206 |
| ②請求方法 | 書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| 特記事項 | |
| ③手数料等 | [無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を「写しの交付」とする場合は、写し作成の費用負担が必 要) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 各種予防接種業務 |
| 公表場所 | 所沢市並木1丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 保健センター健康管理課 04-2991-1811 |
| ②対応方法 | 予防接種履歴に係る特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せを受けた際は、対応について記録を残す。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|--|
| ①実施日 | 令和7年8月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 所沢市HP等でパブリックコメントを実施する旨を公表し、広く住民等からの意見を募集する。 |
| ②実施日・期間 | 令和7年8月1日～令和7年9月1日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | - |
| ④主な意見の内容 | |
| ⑤評価書への反映 | |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※ | 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施、また予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 (別添1)事務内容を参照。 | 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施、また予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 (別添1)事務内容を参照。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 | 予防接種の接種履歴を管理するシステム。既存住民基本台帳システムのデータと連携し、予防接種が適切に接種できるように履歴管理を行う 1. 予防接種台帳機能: 予防接種の種別や接種日等の履歴を管理する 2. 対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する 3. 予防接種入力機能: 予防接種の情報を入力する 4. 予防接種情報取込機能: 予防接種のCSVデータを取込する 5. 統計情報出力: 予防接種に関する統計データを出力する | 予防接種の接種履歴を管理するシステム。既存住民基本台帳システムのデータと連携し、予防接種が適切に接種できるように履歴管理を行う 1. 予防接種台帳機能: 予防接種の種別や接種日等の履歴を管理する 2. 対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する 3. 予防接種入力機能: 予防接種の情報を入力する 4. 予防接種情報取込機能: 予防接種のCSVデータを取込する 5. 統計情報出力: 予防接種に関する統計データを出力する 6. 住民・予防接種台帳等出力機能: ワクチン接種記録システム(VRS)用の登録データを出力する | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続 その他 | 中間サーバー | 中間サーバー、特定通信用サーバー | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称 | | ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能 | | 1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続 | | その他(特定通信用サーバー) | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称 | | 特定通信用サーバー | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能 | | 1. 市民健康管理支援システムとワクチン接種記録システム間の特定通信を行う機能 2. 市民健康管理支援システムから出力されたデータをワクチン接種記録システム(VRS)に登録する機能 3. 個人番号利用事務系端末からリモートデスクトップで操作できる機能 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続 | | その他(市民健康管理支援システム、ワクチン接種記録システム(VRS)) | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 | 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第16号（特定個人情報の提供の制限）※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第6号（特定個人情報の提供の制限）※委託先への提供 | 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第16号（特定個人情報の提供の制限）※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第6号（特定個人情報の提供の制限）※委託先への提供 【新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表第一の93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第67条の2 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 | 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号 別表第二の16の2項（情報提供）別表第二の17、18、19の項（情報照会） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第13条 【新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号 別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2 | 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号 別表第二の16の2項（情報提供）別表第二の17、18、19の項（情報照会） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第13条 【新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号 別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | (別添1) 事務の内容 | 別紙1-1のとおり | 別紙1-2のとおり | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | (別添1) 事務の内容 備考 | | 従前の評価書に記載している事務の内容の説明に新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の事務の内容の説明を追加する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他 | | ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。） | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | ・定期的入手 毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手（所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている） | 【予防接種事務】 ・定期的入手 毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手（所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている） 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | 予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。 | 【予防接種事務】 予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 （番号法第19条第16号） ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | 本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手している。 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の17、18、19の項（予防接種法による予防接種の実施に関する事務）及び115の2の項（新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務）にて明示されている。 | 【予防接種事務】 本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手している。 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の17、18、19の項（予防接種法による予防接種の実施に関する事務）及び115の2の項（新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務）にて明示されている。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ | ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため。 | 【予防接種事務】 ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の突合 ※ | 市民健康管理支援システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 | 【予防接種事務】 市民健康管理支援システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※ 件数 | 1件 | 2件 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | 特定個人情報ファイルの一部 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|-----------------------------|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 | | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※ | | 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 | | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先における取扱者数 | | 10人以上50人未満 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | その他[O] LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法 | | 所沢市情報公開条例に基づき、委託先名の公開を請求できる。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名 | | 株式会社ミラボ | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑦再委託の有無 ※ | | 再委託しない | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 | 番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者 | 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二 | 番号法第19条第8号別表第二 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②提供先における用途 | 番号法第19条第7号別表第二に掲げる事務を処理するため | 番号法第19条第8号別表第二に掲げる事務を処理するため | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 | | 市区町村長 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠 | | 番号法第19条第16号 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ③提供する情報 | | 市区町村コード及び転入者の個人番号 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数 | | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑥提供方法 | | その他[○] ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑦時期・頻度 | | 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ | | <p><所沢市における措置> 生体認証により入室管理を行っている部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに保管する。 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | (続き) II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ | | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p><所沢市における措置> ・機器更新等による際は、記憶装置を物理的な破壊又は磁気的な破壊方法により行うとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|---|
| 令和4年3月28日 | (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | 別紙2-1のとおり | 別紙2-2のとおり | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | ・申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。 | ＜予防接種事務における措置＞ ・申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転入者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | (続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | | ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | ・対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不意な閲覧が行われないようにする。 | ＜市民健康管理支援システムにおける措置＞ ・対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不意な閲覧が行われないようにする。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまいうリスクを防止する | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | ・予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 | ＜所沢市における措置＞ ・予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容 | ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 | ＜所沢市における措置＞ ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|---|
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク リスクに対する措置の内容 | ・市民健康管理支援システムは基幹系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 ・市民健康管理支援システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民健康管理支援システムは個人番号利用業務系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 ・市民健康管理支援システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | - | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | システム間のアクセスは必要なものだけに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。 | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム間のアクセスは必要なものだけに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 | ・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザIDを付与する。 ・ユーザIDを発行した職員の中でも、必要最小限の権限しか設定しない。 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザIDを付与する。 ・ユーザIDを発行した職員の中でも、必要最小限の権限しか設定しない。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN接続系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN接続系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 | ・職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|---|
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法 | ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。 | <市民健康管理支援システムにおける措置> ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法 | ・特定個人情報を扱うシステムのアクセスログを記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析する。 | <市民健康管理支援システムにおける措置> ・特定個人情報を扱うシステムのアクセスログを記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 | ・データ操作についての操作記録を残している。 ・委託先については許可を得ない複製を禁止しており、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 | <市民健康管理支援システムにおける措置> ・データ操作についての操作記録を残している。 ・委託先については許可を得ない複製を禁止しており、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 市民健康管理支援システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・電子記録媒体は使用しないで、特定通信用サーバを用いる。 ・特定通信用サーバは独立したネットワークに配置し、アクセスできるサーバ、端末、プロトコルを限定する。 ・市民健康管理支援システムから直接、特定通信用サーバにCSVファイルを出し、ワクチン接種記録システム(VRS)の登録以外に保存できないようにしている。 ・個人番号利用事務系端末から特定通信用サーバにリモートデスクトップでアクセスすることで、特定通信用サーバに電子記録媒体等の接続ができないようにする。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・端末画面は、来所者から見えないようにする。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、原則禁止とする。 | <市民健康管理支援システムにおける措置> ・端末画面は、来所者から見えないようにする。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、原則禁止とする。 ・スクリーンセーバの利用や離席時の画面ロックを行うなど、長時間にわたり情報を表示させない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|---|
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認 | ・委託先のプライバシーマーク付与認定 (JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001 (ISO/IEC27001) の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 | <予防接種事務における措置> ・委託先のプライバシーマーク付与認定 (JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001 (ISO/IEC27001) の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | [○] 提供・移転しない | [] 提供・移転しない | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 | | 記録を残している | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 | | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール | | 定めている | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | ・市で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び所沢市個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・所沢市情報セキュリティポリシーに規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容 | | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種者の旧住所があった市町村に存在する接種履歴に限定した照会しか行えないこと ・接種者が転入した新住所がある市町村からの照会に応じた提供しか行えないこと ・本人同意が得られた照会要求に応じた情報提供しか行わない仕組みとしている。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|--|------|---|
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | | ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容 | | ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <p><所沢市における措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②バックアップは施錠管理された場所に保管している。 ③サーバー室には監視カメラを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> | <p><所沢市における措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②バックアップは施錠管理された場所に保管している。 ③サーバー室には監視カメラを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><所沢市における措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・市民健康管理支援システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p> | <p><所沢市における措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・市民健康管理支援システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | (続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN接続系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</p> | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN接続系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|---|
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生あり | 発生なし | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 | USBメモリの紛失。USBメモリには、国民健康保険高齢受給者証のデータ(記号番号、住所、世帯主氏名、対象者氏名、対象者性別、対象者生年月日、負担割合、発行期日、有効期限、交付年月日)408名分が格納されていた。 | — | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容 | 職員研修により、所沢市の情報セキュリティポリシーに定める可搬媒体利用手順書にある利用簿を使用し、可搬媒体利用の手順を厳格に履行することを徹底している。今後も、可搬媒体取扱担当者及びその所属長に対する定期的な研修を行い、万が一紛失の可能性が生じた時点で、直ちに報告を行なう等、個人情報の取り扱いについて厳正に対処する。 | — | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法 | <所沢市における措置> ①年に1回、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | <所沢市における措置> ①年に1回、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 | <所沢市における措置> ①内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | <所沢市における措置> ①内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年3月28日 | Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | <所沢市における措置> ①情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | <所沢市における措置> ①情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|---|
| 令和4年3月28日 | IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象 |
| 令和4年7月13日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 | <ol style="list-style-type: none"> 1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | (別添1) 事務の内容 | 別紙1-1のとおり | 別紙1-2のとおり | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | <p>【予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に入手 ・毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手(所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている) <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 | <p>【予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に入手 ・毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手(所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている) <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | <p>【予防接種事務】</p> <p>予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 | <p>【予防接種事務】</p> <p>予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | <p>【予防接種事務】</p> <p>本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手している。</p> <p>庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の17、18、19の項(予防接種法による予防接種の実施等に関する事務)及び115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務)にて明示されている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 | <p>【予防接種事務】</p> <p>本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手している。</p> <p>庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の17、18、19の項(予防接種法による予防接種の実施等に関する事務)及び115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務)にて明示されている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の突合 ※ | 【予防接種事務】 市民健康管理支援システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 | 【予防接種事務】 市民健康管理支援システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名 | 富士通株式会社関東支社 | 富士通Japan株式会社 埼玉支社 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他 | LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) | LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 | 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者 | 市町村長 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二 | 番号法第19条第8号別表第二の十六の二 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号別表第二に掲げる事務を処理するため | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報 | 予防接種履歴情報 | 予防接種情報 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークを通じて照会のあった都度 | 照会を受けた都度 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 | 市区町村長 | 都道府県知事 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第16号 | 番号法第19条第8号別表第二の十六の三 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 | 予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|-----------------------------------|------|-----------|
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報 | 市区町村コード及び転入者の個人番号 | 予防接種情報 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法 | その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) | 情報提供ネットワークシステム | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度 | 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度 | 照会を受けた都度 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 | | 市町村長 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠 | | 番号法第19条第8号別表第二の百十五の二 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途 | | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報 | | 予防接種情報 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数 | | 10万人以上100万人未満 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法 | | 情報提供ネットワークシステム | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度 | | 照会を受けた都度 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 | | 市区町村長 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠 | | 番号法第19条第16号 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報 | | 市区町村コード及び転入者の個人番号 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数 | | 10万人以上100万人未満 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑥提供方法 | | その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑦時期・頻度 | | 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ | <p><所沢市における措置> 生体認証により入室管理を行っている部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに保管する。 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p><所沢市における措置> 生体認証により入室管理を行っている部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに保管する。 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | (続き) II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | 別紙2-1のとおり | 別紙2-2のとおり | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <p><予防接種事務における措置> ・申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> | <p><予防接種事務における措置> ・申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和4年7月13日 | (続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <市民健康管理支援システムにおける措置> ・対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不意な閲覧が行われないようにする。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してまうリスクを防止する | <市民健康管理支援システムにおける措置> ・対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不意な閲覧が行われないようにする。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してまうリスクを防止する | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | <所沢市における措置> ・予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 | <所沢市における措置> ・予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容 | <所沢市における措置> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 | <所沢市における措置> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容 | <所沢市における措置> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | <所沢市における措置> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスク リスクに対する措置の内容 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民健康管理支援システムは個人番号利用事務系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 市民健康管理支援システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民健康管理支援システムは個人番号利用事務系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 市民健康管理支援システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認 | <p><予防接種事務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先のプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)(に)係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 | <p><予防接種事務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先のプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)(に)係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 転出元市区町村への個人番号の提供 転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 | <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 他市区町村への個人番号の提供 転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容 | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|----------------|
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・特定個人情報の提供は、個人番号利用事務系端末からリモートデスクトップでアクセスした特定通信用サーバだけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p> | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><所沢市における措置></p> <p>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・市民健康管理支援システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。</p> | <p><所沢市における措置></p> <p>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・市民健康管理支援システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ログイン時のパスワードと生体認証によるアクセス制限、職員毎のアクセス権限の付与及び職員毎の操作記録。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。</p> | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | (続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN接続系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</p> | <p>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN接続系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</p> | 事前 | |
| 令和4年7月13日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p><所沢市における措置></p> <p>・機器更新等による際は、記憶装置を物理的な破壊又は磁気的な破壊方法により行うとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> | <p><所沢市における措置></p> <p>・機器更新等による際は、記憶装置を物理的な破壊又は磁気的な破壊方法により行うとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> | 事後 | 重要な変更の項目に当たらない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|--|
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更によるものであり、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にとあたらない |
| 令和4年7月13日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更によるものであり、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にとあたらない |
| 令和5年6月7日 | Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 | 書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 | 事後 | 軽微な変更のため |
| | Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※ | <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、また予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 (別添1)事務内容を参照。</p> | <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、また予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 (別添1)事務内容を参照。</p> | 事前 | |
| | Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称 | 市民健康管理支援システム | 健康管理システム | 事前 | |
| | Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 | <p>予防接種の接種履歴を管理するシステム。既存住民基本台帳システムのデータと連携し、予防接種が適切に接種できるように履歴管理を行う 1. 予防接種台帳機能: 予防接種の種別や接種日等の履歴を管理する 2. 対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する 3. 予防接種入力機能: 予防接種の情報を入力する 4. 予防接種情報取込機能: 予防接種のCSVデータを取込する 5. 統計情報出力: 予防接種に関する統計データを出力する 6. 住民・予防接種台帳等出力機能: ワクチン接種記録システム(VRS)用の登録データを出力する</p> | <p>予防接種の接種履歴を管理するシステム。既存住民基本台帳システムのデータと連携し、予防接種が適切に接種できるように履歴管理を行う 1. 予防接種台帳機能: 予防接種の種別や接種日等の履歴を管理する 2. 対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する 3. 予防接種入力機能: 予防接種の情報を入力する 4. 予防接種情報取込機能: 予防接種のCSVデータを取込する 5. 統計情報出力: 予防接種に関する統計データを出力する</p> | 事前 | |
| | Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続 その他 | 中間サーバー、特定通信用サーバ | 中間サーバー | 事前 | |
| | Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 他のシステムとの接続 | 情報提供ネットワークシステム 庁内連携システム 既存住民基本台帳システム その他(中間サーバー 庁内業務システム) | 既存住民基本台帳システム 税務システム その他(中間サーバー 庁内業務システム) | 事前 | |
| | Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称 | 共通基盤システム(庁内連携システム) | 既存住民基本台帳システム(以下、「既存住民基本台帳システム」という。) | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|--|------|-----------|
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能 | 1. ファイル連携機能(送受信/結果確認):FTPによるファイル送受信を行う 2. 日本語資源管理:外字の変換等を行う | 1. 異動処理機能 :届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 2. 照会機能 :住民基本台帳を検索、照会する機能 3. 帳票発行機能 :住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種証明書の発行機能 4. 一括処理機能 :転入通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 5. 庁内連携機能 :庁内の各システムの基礎データとして利用するため、統合宛名システムや他システムへの連携機能 6. 庁外連携機能 :住民基本台帳ネットワークとのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続 | 宛名システム等 その他(中間サーバー 庁内業務システム) | 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名システム等 | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 | 既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。) | 中間サーバー | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 | 1. 異動処理機能 :届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 2. 照会機能 :住民基本台帳を検索、照会する機能 3. 帳票発行機能 :住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種証明書の発行機能 4. 一括処理機能 :転入通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 5. 庁内連携機能 :庁内の各システムの基礎データとして利用するため、統合宛名システムや他システムへの連携機能 6. 庁外連携機能 :住民基本台帳ネットワークとのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 | 1. 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能:セキュリティ管理のための機能。 9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続 | 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名システム等 | 情報提供ネットワークシステム 宛名システム等 | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 | 中間サーバー | 住民基本台帳ネットワークシステム | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|---|------|-----------|
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 | 1. 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能: セキュリティ管理のための機能。 9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 | 当事務で使用可能な機能を記載する。 ①個人番号または基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人情報を受領する。 | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続 | 情報提供ネットワークシステム 宛名システム等 | 情報提供ネットワークシステム 既存住民基本台帳システム | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称 | ワクチン接種記録システム(VRS) | - | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能 | 1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 | - | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続 | その他(特定通信用サーバ) | - | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称 | 特定通信用サーバ | - | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能 | 1. 市民健康管理支援システムとワクチン接種記録システム間の特定通信を行う機能 2. 市民健康管理支援システムから出力されたデータをワクチン接種記録システム(VRS)に登録する機能 3. 個人番号利用事務系端末からリモートデスクトップで操作できる機能 | - | 事前 | |
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続 | その他(市民健康管理支援システム、ワクチン接種記録システム(VRS)) | - | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|--|------|-----------|
| | I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 | <p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第16号（特定個人情報の提供の制限）※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第6号（特定個人情報の提供の制限）※委託先への提供 <p>【新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表第一の93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第67条の2 | <p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表の14の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第6号（特定個人情報の提供の制限）※委託先への提供 <p>【新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表の126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第67条の2 | 事前 | |
| | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 | <p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号 別表第二の16の2項（情報提供）別表第二の17、18、19の項（情報照会） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第13条 <p>【新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号 別表第二の115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2 | <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【提供に関する命令の情報提供の根拠】 （25、26、153、154の項）</p> <p>【提供に関する命令の情報照会の根拠】 （25、27、28、29、153の項）</p> | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 | 100項目以上 | 50項目以上100項目未満 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※ ・連絡先等情報 | 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） 連絡先（電話番号等） その他住民票関係情報 | 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所） その他住民票関係情報 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | <p>【予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に入手 毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手（所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている） <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的に入手 毎月末に所沢市医師会及び各医療機関から入手（所沢市医師会は医師会に加入している医療機関からの請求をとりまとめている） | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | <p>【予防接種事務】</p> <p>予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 （番号法第19条第16号） 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 | <p>予防接種履歴情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、所沢市医師会及び各医療機関からの情報提供を受けている。</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|--|------|-----------|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | 【予防接種事務】 本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手している。 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の17、18、19の項(予防接種法による予防接種の実施等に関する事務)及び115の2の項(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務)にて明示されている。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 | 本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 庁内連携及び情報提供ネットワークシステムについては、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記されている。 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ | 【予防接種事務】 ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 | ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため。 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の突合 ※□ | 【予防接種事務】 市民健康管理支援システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 | 健康管理システムにて予診票等と接種履歴情報の突合を行う。 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※ | 2件 | 1件 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 | 市民健康管理支援システム保守委託 | 健康管理システム保守委託 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容 | 市民健康管理支援システム保守業務 | 健康管理システム保守業務 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | 専用線 その他(健康管理課内端末の直接操作) | 専用線 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名 | 富士通Japan株式会社 埼玉支社 | 株式会社 両備システムズ | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無 ※ | 再委託しない | 再委託する | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 | | 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・委託業務名 ・再委託の期間 ・再委託先の所在地、名称、代表者及び連絡先 ・再委託の必要性、理由 ・再委託する業務の内容 ・再委託で取り扱う個人情報 ・再委託先の責任体制並びに責任者及び業務従事者 ・再委託先の個人情報保護措置の内容 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---------------------------------|------|-----------|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項 | | 健康管理システムの保守業務 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | 特定個人情報ファイルの一部 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 | 10万人以上100万人未満 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数 | 10人以上50人未満 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他 | LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法 | 所沢市情報公開条例に基づき、委託先名の公開を請求できる。 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名 | 株式会社ミラボ | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無 ※ | 再委託しない | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二の十六の二 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、153の項 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二の十六の三 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26、153の項 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|-----------|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 | 番号法第19条第8号別表第二の百十五の二 | 都道府県知事又は市町村長 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 | 市区町村長 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第16号 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ③提供する情報 | 市区町村コード及び転入者の個人番号 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数 | 10万人以上100万人未満 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑥提供方法 | その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑦時期・頻度 | 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度 | — | 事前 | |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ | <p><所沢市における措置> 生体認証により入室管理を行っている部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに保管する。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> | <p><所沢市における措置> 生体認証により入室管理を行っている部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに保管する。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 (2)日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|---|------|-----------|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p><所沢市における措置></p> <p>・機器更新等による際は、記憶装置を物理的な破壊又は磁気的な破壊方法により行うとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> | <p><所沢市における措置></p> <p>・機器更新等による際は、記憶装置を物理的な破壊又は磁気的な破壊方法により行うとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。保管期限が過ぎたものは、確認のうえで削除連携を行う。</p> <p>②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施される。当市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、当市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p> | 事前 | |
| | (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | <p>【予防接種に関する記録項目】</p> <p><個人情報>01個人コード、02 フリガナ、03 被接種者氏名、04 生年月日、05 性別、06 住所、07 電話番号、08 接種時地区、09 保護者名、10 住登外フラグ</p> <p><共通項目>11 整理番号、12 世帯番号、13 郵便番号、14 続柄1、15 続柄2、16 続柄3、17 続柄4、18 取消、19 予備1、20 予備2、21 予備3、22 行政区番号、23 外国人フラグ、24 外国人名カナ、25 外国人氏名漢字、26 小学校、27 中学校、28 国保区分、29 徴収区分、30 課税区分、31 年金区分、32 生保区分、33 住民となった日、34 住民でなくなった日、35 異動、36 異動年月日、37 住民異動、38 住民異動年月日、39 国民総背番号、40 転入前住所、41 転入前方書、42 転出後住所、43 転出後方書、44 外国人本人使用フラグ、45 集配局cd、46 異動届出年月日、47 住民票上住所、48 住民票上方書、49 住民票上郵便番号、50 住民票上町丁目cd、51 住民票上行政ブロック番号、52 住民票上番地、53 住民票上枝番、54 住民票上小枝番、55 送付先住所、56 送付先方書、57 送付先郵便番号、58 送付先町丁目cd、59 送付先行政ブロック番号、60 送付先番地、61 送付先枝番、62 送付先小枝番、63 住所使用区分、64 旧姓カナ氏名、65 旧姓漢字氏名、66 外国人通称名、67 外国人アルファベット氏名、68 外国人国籍コード、69 外国人氏名使用区分、70 第30条45区分、71 外国人住民となった日、72 住民票上住民となった日</p> | <p><個人情報>01個人コード、02 フリガナ、03 被接種者氏名、04 生年月日、05 性別、06 住所</p> <p><共通項目>07 個人履歴番号、08 世帯番号、09 住民種別、10 住民状態、11 異動年月日、12 異動届出年月日、13 氏名、外国人ローマ字、14 氏名、外国人漢字、15 旧氏、16 旧氏、フリガナ、17 通称、18 通称、フリガナ、19 続柄コード、20 郵便番号、21 住民となった年月日、22 転入前住所、23 消除の届出年月日、24 消除の異動年月日、25 転入通知年月日、26 転出先住所、26 外国人住民となった年月日、27 第30条45規定区分、28 在留資格等コード、29 在留期間等コード、30 在留期間の満了の日、31 地区管理コード</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|--|------|-----------|
| | (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | <p><予防接種>73 事業番号, 74 期・回数区分, 75 予防枝番, 76 年度, 77 事業予定連番, 78 受診日, 79 会場その他, 80 受診種別, 81 登録日, 82 負担金区分, 83 接種医療機関番号, 84 接種医療機関その他, 85 小学校区分, 86 中学校区分, 87 接種区分, 88 Lot番号, 89 接種量, 90 ツ反結果区分, 91 反応状態区分, 92 長径, 93 印刷区分, 94 印刷日, 95 予診医療機関番号, 96 予診医番号, 97 接種医療機関番号, 98 接種医番号, 99 予診医職員ID, 100 予診医職員枝番, 101 接種医職員ID, 102 接種医職員枝番, 103 ワクチンメーカー名コード, 104 予診理由, 105 備考, 106 登録区</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> | <p><予防接種>32 接種コード, 33 接種回数, 34 接種・予診日, 35 年度, 36 接種日年齢, 37 年度末年齢, 38 基準日年齢, 39 受診時国保区分, 40 対象外判定, 41 接種判定, 42 混合接種何種, 43 請求日(月), 44 実施医療機関, 45 接種番号, 46 接種会場, 47 問診医, 48 接種医, 49 所属, 50 Lot.No, 51 接種量, 52 発赤 反応長径, 53 発赤 反応短径, 54 硬結 反応長径, 55 硬結 反応短径, 56 二重発赤 反応長径, 57 二重発赤 反応短径, 58 所見, 59 判定, 60 精密検査結果, 61 抗体価検査, 62 特記事項, 63 未接種理由, 64 予診フラグ, 65 実施区分, 66 医師の判断, 67 肺炎球菌種類, 68 HPPV過去ワクチン確認結果, 69 実施医療機関(日本語), 70 接種会場(日本語), 71 ワクチンメーカー, 72 ワクチン名, 73 登録日, 74 登録支所, 75 法定区分</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) | <p><予防接種事務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口において、申請内容(氏名、住所、生年月日)や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・システムへの登録時は予診票に記載された氏名、住所、生年月日等と突合確認を行い、対象者以外の情報登録を防止する。 | | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) | <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不意な閲覧が行われないようにする。 <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報以外を入力することを防止する ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報以外を入力することを防止する ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報以外を入力することを防止する ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報以外を入力することを防止する | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不意な閲覧が行われないようにする。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|--|------|-----------|
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とする。意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施する委託医療機関において接種前に、定期接種実施要領に基づき予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認することを通知している。 | 事前 | |
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容</p> | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 | 事前 | |
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容</p> | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 | 事前 | |
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容</p> | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民健康管理支援システムは個人番号利用事務系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 ・市民健康管理支援システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムは個人番号利用事務系の専用ネットワークを利用することによりリスクを低減させている。 ・健康管理システムにて、個人番号利用業務を行う職員のみが個人番号へアクセスできるように制限している。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|--|------|-----------|
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p><所沢市における措置> システム間のアクセスは必要なもののみに限る。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p> | <p>システム間のアクセスは必要なもののみに限る。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置> ・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザーIDを付与する。 ・ユーザーIDを発行した職員の中でも、必要最小限の権限しか設定しない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN接続系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN接続系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p> | <p>・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザーIDを付与する。 ・ユーザーIDを発行した職員の中でも、必要最小限の権限しか設定しない。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置> ・職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p> | <p>・職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置> ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p> | <p>・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置> ・特定個人情報を扱うシステムのアクセスログを記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p> | <p>・特定個人情報を扱うシステムのアクセスログを記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析する。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用の記録 リスクに対する措置の内容 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置> ・データ操作についての操作記録を残している。 ・委託先については許可を得ない複製を禁止しており、セキュリティ研修の実施を義務付けている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 市民健康管理支援システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・電子記録媒体は使用しないで、特定通信用サーバを用いる。 ・特定通信用サーバは独立したネットワークに配置し、アクセスできるサーバ、端末、プロトコルを限定する。 ・市民健康管理支援システムから直接、特定通信用サーバにCSVファイルを出力し、ワクチン接種記録システム(VRS)の登録以外に保存できないようにしている。 ・個人番号利用事務系端末から特定通信用サーバにリモートデスクトップでアクセスすることで、特定通信用サーバに電子記録媒体等の接続ができないようにする。</p> | <p>・データ操作についての操作記録を残している。 ・委託先については許可を得ない複製を禁止しており、セキュリティ研修の実施を義務付けている。</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|-----------|
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用の記録 リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | <p><市民健康管理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末画面は、来所者から見えないようにする。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、原則禁止とする。 ・スクリーンセーバの利用や離席時の画面ロックを行うなど、長時間にわたり情報を表示させない。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・端末画面は、来所者から見えないようにする。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、原則禁止とする。 ・スクリーンセーバの利用や離席時の画面ロックを行うなど、長時間にわたり情報を表示させない。 | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先のプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先のプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)、情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力を確認している。また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、アクセスログを保存している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、アクセスログを保存している。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|-----------|
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | 再委託していない | 十分に行っている | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 具体的な方法 | — | ・原則として再委託は禁止しているが、再委託申請書により、再委託に関する理由等を明確にし、審査承認を受けた再委託先については、セキュリティ事項について委託先と同様の措置を義務付ける。 ・再委託先も委託先と同様に個人情報保護に関する誓約書及び従事者から再委託先に提出された誓約書の受領報告書を市に提出させている。 | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | — | 提供・移転しない | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 | 記録を残している | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入力し、記録の確認をすることができる。 | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール | 定めている | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法 | ・市で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び所沢市個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・所沢市情報セキュリティポリシーに規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。 | — | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|--------|------|-----------|
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種者の旧住所地があった市町村に存在する接種履歴に限定した照会しか行えないこと ・接種者が転入した新住所地がある市町村からの照会に応じた提供しか行えないこと ・本人同意が得られた照会要求に応じた情報提供しか行わない仕組みとしている。 | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か | 十分である | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か | 十分である | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容 | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か | 十分である | — | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、個人番号利用事務系端末からリモートデスクトップでアクセスした特定通信用サーバだけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。 | — | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|-----------|
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事前 | |
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> | <p><所沢市における措置></p> <p>①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。</p> <p>②バックアップは施設管理された場所に保管している。</p> <p>③サーバー室には監視カメラを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 | <p><所沢市における措置></p> <p>①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。</p> <p>②バックアップは施設管理された場所に保管している。</p> <p>③サーバー室には監視カメラを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> | 事前 | |
| | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> | <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> | - | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|-----------|
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・市民健康管理支援システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ログイン時のパスワードと生体認証によるアクセス制限、職員毎のアクセス権限の付与及び職員毎の操作記録。 | <p><所沢市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・市民健康管理支援システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ログイン時のパスワードと生体認証によるアクセス制限、職員毎のアクセス権限の付与及び職員毎の操作記録。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>統合宛名システムへは、直接アクセスできないようにする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN接続系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②本市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤本市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦本市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><各事務システムにおける措置></p> <p>①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p> | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生なし | 発生あり | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 | — | ①委託先のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃(身代金要求型サイバー攻撃)を受けたため、3,611名の個人情報の漏えいのおそれの事案が発生した。 ②職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養している事実がないにもかかわらず、職員自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利得を得た。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|--|------|-----------|
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容 | — | ①委託先は、多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築、稼働予定としている。委託するにあたり、情報漏えい等への対策が充分であるか、引き続き定期的にセキュリティ要件をチェックしていく。 ②次の再発防止策を実施した。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムの操作は、必ず複数の職員で確認しながら行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧及び閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認及び許可を受けてから行う。 また以下の複数の再発防止策を実施予定である。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを閲覧する職員に対し、閲覧は業務上必要な場合に限られ、目的外利用は厳しく制限されることについて、教育・研修にて改めて注意喚起を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムによる調査対象者一覧と事後のシステムログの照合確認を徹底する。 | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法 | 生存者の個人番号と同様の方法により保管している。 | 死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。 | 事前 | |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 | 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。 | <中間サーバー・統合宛名システムにおける措置> 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 | 事前 | |
| | Ⅳ その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法 | <所沢市における措置> ①年に1回、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 | <所沢市における措置> ①年に1回、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | 事前 | |
| | Ⅳ その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法 具体的な内容 | <所沢市における措置> ①内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 | <所沢市における措置> ①内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|-----------|
| | IV その他のリスク対策 ※ 2. 従業者に対する教育・啓発 ②監査 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | <p><所沢市における措置> ①情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> | <p><所沢市における措置> ①年に1回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> | 事前 | |
| | IV その他のリスク対策 ※ 3. その他のリスク対策 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | 事前 | |
| | VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 令和4年4月26日 | 令和7年8月1日 | 事前 | |
| | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 令和4年5月14日～令和4年6月13日 | 令和7年8月1日～令和7年9月1日 | 事前 | |